

地球温暖化と投資家への期待

株式会社日本総合研究所 理事長 翁 百合

2019年は超大型台風が何度も襲来し、多数の堤防決壊など甚大な被害が出た。12月には国連気候変動枠組み条約第25回締約国会議（COP25）がスペインのマドリードで開催され、日本は19年に地球温暖化で最も深刻な被害を受けた国とされたという。

20年以降本格運用が始まるパリ協定については、協定離脱を宣言した米国と欧州連合（EU）との温度差、先進国と発展途上国の対立など課題が山積している。しかし、地球温暖化対策は人類共通の喫緊の課題で、温暖化ガス削減に向けた目標上積みにも日本も含めた世界各国が本格的に取り組む必要がある。

世界の企業や投資家にも気候変動に対応する取り組みが拡大している。英国は機関投資家などへの行動規範「スチュワードシップ・コード」を20年1月に改訂、署名した機関投資家などは企業への投資にあたってESG（環境、社会、ガバナンス）要素をどのように考慮するかを明示すべきだとする。さらに上場株式以外の非上場株式、債券などの資産にも適用することが推奨されている。

日本でも現在、日本版スチュワードシップ・コード改訂に向けて英国と同様の議論が行われている。環境に配慮しない企業は経営上のリスクがあると言わざるを得ず、環境や社会課題の解決はむしろ収益機会になる。

従って、投資家が資金提供者に受託者責任を果たすためには、投資に当たって当然、ESG要素を考慮し企業に働きかけることが必要になる。債券投資などで同コードを適用しても、企業価値の向上に直結しないとの指摘もあるが、受託者責任を果たすためグローバルには期待される取り組みになっている。

投資家と企業のESG向上に向けた対話促進が、企業の長期的成長や金融市場の安定、さらには持続可能な世界に結びつくことを期待したい。

2019年12月27日